

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(監事)</p> <p>第5条 法人に、監事2名を置く。</p> <p>2 監事は、法人の業務を監査する。</p> <p>3 <u>監事の職務の遂行に関し必要な事項は、総長が定める。</u></p> <p>4 <u>監事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>(監事)</p> <p>第5条 } (同左)</p> <p>2 }</p> <p>3 <u>監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)をいう。)第38条第1項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>監事は、再任されることができる。</u></p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、平成27年6月26日から施行する。</p> <p>2 この規程施行の際現に監事の職にある者の任期は、改正後の第5条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>